

庄内町立川地域の  
民営認定こども園移行実施方針

庄 内 町  
令和2年7月

## 1 実施方針策定にあたって

これまで本町では、3歳児までを保育園での保育、4,5歳児を幼稚園での教育とし、幼保・幼小連携を重視した庄内町独自の幼児教育・保育制度を進めてきました。しかしながら全国的な幼児教育・保育の傾向として、幼稚園の減少とともに幼稚園・保育園のメリットをあわせ持つ「認定こども園」への移行や、保育園の増加、公立から民間へという経営形態の移管が進んでおり、県内でも公立の幼稚園は11園しかなく、うち5園が庄内町となっています。

また、平成30年度に実施した第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画策定のための保護者ニーズ調査においても「就学前までの保育」、「認定こども園」、「幼稚園の3年教育」などを求める声が出てきています。

また更に、本町においては、今後ますます厳しくなっていく財政状況にあり行財政改革が求められています。国の子育て支援も、保護者の就労環境の変化などから、認定こども園の普及や民間事業者への支援充実にシフトしており、民間活力の積極的な導入・検討が必要となってきました。

このような状況を受け、令和元年7月に庁内プロジェクトチームを立ち上げ、保育園と幼稚園、小中学校が近隣に整備されている立川地域の今後の幼児教育・保育のあり方について、民営認定こども園に移行した場合のメリットやデメリット、課題などを検討の結果、令和4年度を目標に民設民営の認定こども園に移行することが望ましいとの報告がなされ、町ではこの考え方をもとに基本方針を策定したところです。

今後は、これまでの検討の経過を踏まえ、民間活力を活用した質の高い教育・保育事業の展開を目指し、民営認定こども園への移行を進めていきます。民営認定こども園の円滑な実施には、十分な資質を有する事業者の参入を促すとともに、運営や教育・保育内容に係る基本的な条件の遵守を義務付ける等、園児の教育・保育事業の安定的な継続を図り、事業主体が変わることに対する保護者等の不安の解消に努めていきます。

そのため、民営認定こども園への移行にあたっての考え方や、民営化後の認定こども園の運営に関する条件等を定めた「庄内町立川地域の民営認定こども園移行実施方針」を策定しました。

今後は本実施方針に沿い移管先法人を選定し、協働の上、保護者等のご理解をいただきながら、民営認定こども園への移行を進めていきます。

## 2 民営認定こども園移行実施方針

### (1) 民営認定こども園移行の方法

民営に移行する手法としては、設置主体が公設か民設か、運営主体が公営か民営かにより分かれますが、本町においては、民間法人による柔軟な運営、自主性、経営の継続性、安定性、本町の財政面などを考慮し、認定こども園の設置主体及び運営主体を民間法人に移管する「民設民営方式」とします。また、施設については現保育園舎と幼稚園舎をそのまま利用できる見込みであることから、「分園方式」とします。

### (2) 移行対象施設

施設名	所在地	定員	敷地面積	延べ床面積	構造	建築年
狩川保育園	庄内町狩川字 大釜 136	90	5,489.00 m <sup>2</sup>	1,055.41 m <sup>2</sup>	木造 平屋	H14年
狩川幼稚園	庄内町狩川字 松葉 20-1	116	4,166.00 m <sup>2</sup>	848.00 m <sup>2</sup>	RC 平屋	S56年

### (3) 開設（移行）時期 令和4年4月1日

### (4) 認定こども園の類型 幼保連携型

### (5) 民営認定こども園移管先法人の選定

民営認定こども園の事業主体は、保育所、幼稚園又は認定こども園の管理運営に実績があり、教育・保育内容の継続・向上ができ、さらに安定性を確保できる民間事業者としますが、利益を目的として設立された純民間企業への移管ではなく、庄内地区で県の認可を受け保育所又は認定こども園を運営している社会福祉法人、又は幼児教育・保育施設であることから幼稚園又は認定こども園を運営している学校法人とします。

移管先法人の選定にあたっては公募方式とし、適正かつ公正に選定するために庄内町立狩川保育園及び庄内町立狩川幼稚園の民営認定こども園移管先法人審査会を設置し、移管条件及び移管先法人について適切に審査の上、決定します。

### (6) 三者懇談会の設置

町・当該園の保護者代表・事業者による三者懇談会を設置し、民営認定こども園移行に伴う様々な調整事項について、合意形成を図ります。

### (7) 引継ぎ保育の実施

民営認定こども園移行に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行うとともに、教育・保育内容の継続のために、令和3年4月1日から移行までの期間、引継ぎ保育を行います。引継ぎ保育の方法については、移管先法人と別途協議のうえ実施します。移管先法人の職員の確保にあたり令和3年度に狩川保育園、狩川幼稚園

で任用されている会計年度任用職員が、移行後の認定こども園での就労を希望する場合は、優先的な雇用に配慮してもらいます。

(8) 用地、建物等の移管方法

用地については無償貸与、建物・備品等については無償譲渡とします。

(9) 移行後の運営に関する基本的内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）のほか、その他関係法令等を遵守すること、また、民営認定こども園移行に伴う環境の変化を最小限にするとともに、教育・保育水準、内容を維持し、教育・保育施設としての役割を果たすことができるように、以下の内容を基本に、別に定める移管条件を付して協定書を締結するものとします。

① 町の保育方針及び教育方針の継続

・町の保育方針及び教育方針（庄内町教育振興基本計画等）を引き継ぐとともに、町の合同園長会や教務主任会等に出席し小学校との連続性や連携を図ること。

② 開所時間と開所日

・開所時間は、現在の開所時間を引継ぎ午前7時から午後7時までとすること。  
・開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く月曜日から土曜日までとすること。  
・ただし、上記を超える開所時間及び開所日を設けることを妨げない。

③ 定員及び受入年齢

・移行後の定員は現状を維持すること。定員を変更する際には、町と事前に協議すること。  
・0歳児（原則として生後57日目以降）から受け入れること。

④ 学級の編成、職員、設備及び運営

・認定こども園法、基準省令、山形県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例、庄内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令等を遵守すること。学級編成は、認定区分でなく年齢区分とすること。  
・保育教諭等はバランスのとれた年齢、経験年数構成になるように十分配慮すること。  
・常勤専任看護師を配置すること。

⑤ 特別保育事業

・一時預かり事業を継続すること（1号認定の児童を対象にした預かり保育含む）。また、休日保育事業及び病児・病後児保育事業の実施に関しては町と協議を行うこと。  
・発達に特別な支援を要する児童の保育を実施すること。

⑥ 地域における子育て支援事業

・園開放や育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。

- ⑦ 行事及び事業
  - ・原則として、民営化前の行事や事業を継承すること。
- ⑧ 給食
  - ・給食は、自園調理及び庄内町学校給食共同調理場利用による委託方式とすること。
  - ・食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。
- ⑨ 健康診断等
  - ・健康診断を年2回行うこと。感染症については、学校保健安全法を準用すること。
- ⑩ 保育料以外の費用の徴収
  - ・保育料以外の費用の徴収については、民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。
- ⑪ 職員研修
  - ・職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどし、独自の研修とともに町が実施する研修会などに積極的に参加させること。
- ⑫ 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入
  - ・園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険及び災害共済給付制度に加入すること。
- ⑬ 保護者との懇談、苦情解決等
  - ・保護者との懇談会を定期的で開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意をもって対応すること。
  - ・苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員会の設置）を整備すること。
- ⑭ 認定こども園の入園条件
  - ・町内の4・5歳児の入園については、町立幼稚園で入園資格に規定している区域に関わらず保護者が選択できるものとする。
  - ・1号認定の入園については、利用定員を上回る申し込みがあった場合、町内在住者を優先させること。
- ⑮ 通園方法
  - ・民営化前の方法を継承し、立川地域の3~5歳児は、希望により通園バス送迎とし、それ以外については保護者の送迎とすること。
- ⑯ 町の指導監査
  - ・必要に応じて町は指導監査を実施する。
- ⑰ 園運営状況の評価
  - ・法人自ら園運営状況の評価を行い、その結果を公表すること。
- ⑱ 地域防災計画との連携
  - ・災害時等における予備避難所や備蓄等、地域防災計画上の役割を引き継ぐこと。
- (10) 移行後の町の支援
  - 町は、子育て又は教育担当部署に幼児教育指導担当を配置し、民営認定こども園を支援していきます。